

令和3年12月期の期末・勤勉手当を国家公務員に支給

国家公務員に12月10日（金）、冬のボーナス（令和3年12月期の期末・勤勉手当）が支給されます。一般職国家公務員（管理職を除く行政職職員）の平均支給額（成績標準者）は約651,600円です。

平均支給額（＝支給月数 × 平均給与額） 約651,600円

支給月数	2.195月	（昨年2.17月）（注1）
平均給与額	約296,900円	（昨年約301,200円）
（俸給+扶養手当+地域手当等）		

平均年齢 34.2歳（昨年34.6歳）

平均給与額及び平均年齢は、最新のデータ（令和3年国家公務員給与等実態調査（人事院））によるものです。

昨年同期の期末・勤勉手当の平均支給額より、本年は約2,000円（約0.3%）減少しています。これは、職員の平均年齢の低下（34.6歳→34.2歳）等により平均給与額が減少したことなどによるものです。

（注1）

昨年12月期の期末・勤勉手当支給月数との比較では0.025月増となります。これは、昨年の給与法改正において、①昨年12月期の期末・勤勉手当を0.05月引き下げ、②本年については、0.05月の引下げ分を6月期・12月期に均等に配分（0.025月分）した結果によるものです。

（注2）

本年8月の人事院勧告による本年12月のボーナスの引下げ相当額（▲0.15月分）については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（令和3年11月24日閣議決定）において、令和4年6月のボーナスから減額することで調整することとしております。

(参考) 主な特別職の令和3年12月期の期末手当の支給額の試算例 (※1)

	支給額 (※2)	返納後の額 (※3)
内閣総理大臣	約569万円	約398万円
国務大臣	約415万円	約332万円
(一般職) (事務次官 局長クラス)	(約323万円 約246万円)	
最高裁長官	約569万円	
衆・参両院議長	約527万円	
国会議員	約314万円	

(※1) 内閣総理大臣、国務大臣、最高裁長官、衆・参両院議長及び国会議員については、勤勉手当は支給されず、期末手当(支給月数1.675月)のみ支給されます(一般職である事務次官及び局長クラスについては、期末手当と勤勉手当が支給されます。勤勉手当は成績標準者として試算しています。)

(※2) 上記の支給額は、令和3年6月2日から令和3年12月1日まで在職したものとして(在職期間率100%)試算したものであり、実際の支給額とは異なる場合があります。

(※3) 内閣総理大臣及び国務大臣については、令和3年10月4日の閣僚懇談会において、「閣僚の給与の一部返納については、内閣として行財政改革を引き続き着実に推進する観点から、新内閣においても、内閣総理大臣にあつては月額給与及び期末手当の30パーセント、国務大臣にあつては同20パーセントに相当する額を国庫に返納することとする。」との申合せがなされており、支給額から当該申合せによる自主返納額を減じた試算額です。

岸田内閣総理大臣は令和3年10月4日就任であり、在職期間率が30%で計算されるため、国会議員としての期末手当(約314万円)を含めた支給額は約391万円となり、返納後は約339万円となります。

(連絡先)

内閣人事局(給与担当)

一般職担当: 中嶋、田中、多田

特別職担当: 三澤、小嶋、中谷

電話:(直通)03-6257-3759